

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 2 3 号

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和38年川崎市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第12号」を「第13号」に改め、同項第12号中「及び第6号並びに前4号」を「、第6号及び第8号から前号まで」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

（11）勤務時間条例第12条の5の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

第5条中「同項第11号」の次に「に規定する子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間、同項第12号」を加え、「第11号まで」を「第12号まで」に改める。

第8条の3第1項中「という。）」の次に「及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）第2条第1項の規定により採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」を加え、同項第1号中「100分の121」を「100分の118.5」に、「100分の215」を「100分の210」に改め、同項第2号中「100分の113.5」を「100分の111」に、「100分の121」を「100分の118.5」に改め、同項第3号中「100分の106」を「100分の103.5」に改め、同項第4号中「100分の100」を「100分の97.5」に改める。

第8条の4第1項第1号中「100分の53.75」を「100分の52.5」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に

改め、同項第3号中「100分の48.75」を「100分の47.5」に改める。

第8条の5中「前2条」を「前3条」に改め、同条を第8条の6とし、第8条の4の次に次の1条を加える。

第8条の5 特定任期付職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、市長が別に定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の87.5以上100分の175以下
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の77.5
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の71以下

2 前項第1号及び第2号に掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、市長が別に定めるものとする。

第9条第2項第3号中「及び第12条の4第3項」を「、第12条の4第3項及び第12条の5第3項」に改める。

第11条第2項第3号中「及び学部長」を「、学部長及び研究科長」に改める。

別表中「（平成16年川崎市条例第57号）」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。